



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会社名 第一工業製薬株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 坂本 隆司
(コード：4461 東証一部)
問合せ先 総合企画本部長 山路 直貴
(TEL 075-323-5951)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 18 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 153 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

当社は、中期経営計画「REACT1000－飛躍への行動－」を達成するために人事制度改革に着手しており、その一環として、昨年 4 月よりチャレンジに報いるための管理者評価制度を刷新しました。更に今般、当社における役員報酬制度を見直し、当社の役員と株主の皆様との一層の価値共有を深めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象となる取締役及び監査役（以下、「対象役員」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象役員は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。当社の取締役の報酬額は、平成 17 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において、月額 22 百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含みません。）、監査役の報酬額は月額 6 百万円以内とご承認頂いておりますが、これとは別枠で譲渡制限付株式の交付を目的として取締役に対して年額 1 億円以内（うち社外取締役分は年額 6 百万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査役に対して年額 20 百万円以内を支給することをお願いする予定であります。各取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分は監査役の協議によって決定することといたします。

す。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、取締役に対して年 500,000 株以内、監査役に対して年 100,000 株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

（2）譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象役員の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象役員は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には割り当てられた譲渡制限付株式を対象役員から当社が無償で取得すること。

以上